## 地方議会議員の位置付けの明確化に関する決議

本格的な地方分権時代を迎え、二元代表制のもとで地方議会が住民代表機関として政策形成機能や監視機能を十分に発揮するためには、我々地方議会議員がこれまで以上に議員活動を積極的に展開していくことが求められている。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けについて、地方自治 法上明文化されていないことから、議員の職務としての議員活動について、 必ずしも十分な理解が得られていない現状にある。

よって、国においては、地方分権時代に相応しい地方議会議員の法的位置付けを明確にするため、下記の事項について、法改正を行うよう強く要望する。

記

1. 地方議会議員の職責・職務を地方自治法に明文化すること

地方議会議員の職責・職務について、地方自治法に、例えば、「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。

2. 職務遂行の対価は、単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」ではなく、広範な議員の諸活動に見合う「歳費」(仮称)に改めること

地方自治法第203条における他の非常勤職から議会の議員に関する規定を分離し、独立の条文として規定するとともに、職務遂行の対価については、単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」ではなく、広範な議員の諸活動に見合う「歳費」(仮称)に改めること。

以上決議する。

平成19年11月9日